

3 番目のセキュリティ

有限責任中間法人 JPCERT コーディネーションセンター
常務理事 早貸 淳子



「セキュリティ」という言葉は、いろいろな意味で使われていますが、私が、業務上最初に触れた「セキュリティ」という言葉は、民事法上の「担保」を意味するものでした。「担保」の意味での“security”は、英米法辞典流に言えば、「権利の享受や実現を確保させるための物的又は債権的な保証のこと」ですが、平たく言えば、貸したお金等を将来回収できないかもしれないという不安に対して、回収が困難になったときに担保物を換価して相当額を得ることができるという安心を提供するものであるといえます。たとえば、“security deposit”といえば、敷金や保証金のことをいいます。

2番目に担当した「セキュリティ」は、「証券」（この場合には、“securities”と複数形で使うことが多いのですが。）でした。ここでいう「証券」とは、株式会社の「株式」等、企業に対する権利を証するものをいいます。この「証券」、すなわち、会社等に対して自分の権利を主張するための道具を得ておくことにより、投資をしたにもかかわらず会社側から権利を否認されてしまうようなことはない、という安心を得ることができます。

3番目に担当することになった「セキュリティ」が「情報セキュリティ」又は「コンピュータセキュリティ」です。「情報セキュリティ」とは、一般的には、情報資産の「機密性」、「完全性」および「可用性」を維持することであると説明されていますが、これは、上記の「担保」や「証券」としての“security”が、それを保有すること自体が安心を得るための道具になっているのとは異なっています。

保護を受けようとする債権や権利の内容に応じてどの程度の担保を取っておく必要があるかが決まってくるという点では、似通った部分もありますが、「担保」や「証券」は、法制度として創設されている仕組みであって、一定の法的要件を瑕疵なく満たせば有効なものとして成立し、想定される脅威に対する保護を得ることができるのに対し、情報セキュリティについては、想定される脅威に対してこれだけのことをしさえすれば情報資産を保護することができるという保証を得ることは困難といわざるを得ません。情報セキュリティについては、想定される脅威が技術の進歩と環境によって変化するという問題もあります。このような問題が、「情報セキュリティ対策にどこまで投資すればよいのか」、「投資した情報セキュリティ対策の有効性をどう評価するのか」という各組織内の担当者の悩みにつながっているわけです。

また、担保権や、証券に表象される権利の内容については、関係者間で法律や契約に基づいた観念が成立していれば十分なわけですが、情報セキュリティについては、仮に関係者間

で「ここまでやれば十分だよね」というコンセンサスが得られたとしても、実際に機密情報が漏洩したり、情報が継続的に利用できない事態が生じたりしてしまった場合には、「漏洩しなかったことにしよう」とか「事業が継続して行えていたことにしよう」と観念しても意味がないといわざるを得ませんので、安心を得るための対策のみならず、実際に事故が起きてしまった場合にどう対処（レスポンス）するかについてもあらかじめ検討しておくことが不可欠であるといえます。

JPCERT コーディネーションセンターは、企業等の組織が、自らが保有している情報資産に応じた情報セキュリティ対策を講じたり、最近顕著になってきているスパイ型の攻撃に対する独自のインシデントレスポンス機能を備えたりすることができるよう、組織内 CSIRT の構築支援に一層の注力をしていきたいと考えているところであり、常日頃から上記の「情報セキュリティ対策にどこまで投資すればよいのか」、「投資した情報セキュリティ対策の有効性をどう評価するのか」等を始めとする企業その他の関係者の悩みに正面から取り組んでいच्छる JNSA の活動に高い関心をよせています。

JNSA の各 WG の活動の成果が広く利用されることにより、第 3 番目のセキュリティが「担保」や「証券」のような社会基盤として成熟・定着していくことを心より期待いたしております。